

# 金融機能強化審査会説明資料

平成23年9月12日（月）

金融庁

## 1. 地域銀行2行の概要

本店所在地
代表者

(単位：億円、%)

店舗数／職員数
預金(末残) <地域銀行106行中順位>
貸出金(末残) <同上>
自己資本比率 (うちTier1比率)
純資産額 (うち資本金)
その他有価証券評価差額金
不良債権比率

(単位：億円)

業務粗利益
資金利益
役務取引等利益
債券関係損益
経費
コア業務純益
与信関連費用 (うち震災関連)
株式等関係損益
当期純利益

仙台銀行(Ⅱ)
宮城県仙台市
三井 精一

23年3月末
71店／791名
7,275 <88位>
4,894 <90位>
7.00 (4.20)
127 (74)
▲ 15
3.91

23年3月期	23年9月期見通し
105	53
113	53
7	3
▲ 17	▲ 4
▲ 105	▲ 55
16	2
▲ 34 ( ▲ 28 )	▲ 46 ( ▲ 46 )
▲ 8	▲ 40
▲ 68	▲ 96

筑波銀行(Ⅰ)
茨城県土浦市
木村 興三

23年3月末
147店／1,905名
19,623 <55位>
14,779 <51位>
8.14 (4.69)
437 (313)
▲ 50
5.06

23年3月期	23年9月期見通し
381	179
328	164
32	19
19	▲ 4
▲ 314	▲ 156
47	26
▲ 24 ( ▲ 12 )	▲ 14 ( ▲ 4 )
▲ 8	▲ 5
25	7

## 2. 資本参加額と自己資本比率

仙台銀行（計画期間4年）

筑波銀行（計画期間5年）

資本参加額  
の考え方

・東日本大震災による銀行の財務基盤への潜在的な影響も踏まえ、当該銀行の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該銀行が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、東日本大震災からの復興に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準とする。

資本参加額

300億円

350億円

返済財源の確保

25年以内

20年以内

（注）24年3月期は、東日本大震災関連の追加損失の計上により95億円程度の当期純損失を見込むため、配当は無配とする方針

【自己資本比率の見込み（単位：％）】（前提条件：24年3月期以降、日経平均株価 8,000円）

23年9月期 資本参加前

	弾力化措置前	弾力化措置後
自己資本比率		
Tier1 比率		

	弾力化措置前	弾力化措置後
自己資本比率		
Tier1 比率		

国の資本参加

23年9月期 資本参加後

	弾力化措置前	弾力化措置後
自己資本比率		14.19
Tier1 比率		11.39

	弾力化措置前	弾力化措置後
自己資本比率		11.95
Tier1 比率		8.46

経営強化計画の実行

27年3月期（経営強化計画の終期）

自己資本比率	11.69	
Tier1 比率	10.65	

28年3月期（経営強化計画の終期）

自己資本比率	10.50	
Tier1 比率	8.75	

（注）Tier1比率は、貸出金（リスクセツト:分母）の増加に比べ内部留保（分子）の積上げに時間を要し、28年3月期の10.45%まで低下。その後上昇に転ずる見通し  
自己資本比率は、上記と同様の理由に加え、劣後ローン（50億円）の償還により、28年3月期の11.47%まで低下。その後上昇に転ずる見通し

（注）Tier1比率は、24年3月期に8.00%となる見通し  
自己資本比率は、劣後債（153億円）の償還により、27年3月期の10.09%まで低下。その後上昇に転ずる見通し

### 3. 被災者への信用供与の状況

仙台銀行					筑波銀行								
<b>1. 被災者への与信残高 (6月末)</b>					<b>1. 被災者への与信残高 (5月末)</b>								
> 1,219億円(1,961先)①+②:総貸出残高5,010億円の24.3%					> 1,656億円(3,294先)①+②:総貸出残高1兆4,711億円の11.2%								
・事業性融資(貸出残高1千万円以上の先を調査) (単位:先、億円、%)					・事業性融資(全先を調査) (単位:先、億円、%)								
被害状況		先数	残高	構成比		被害状況		先数	残高	構成比			
				先数	残高					先数	残高		
事業に影響がある被害		432	316	11.2	14.0	全壊・半壊		86	121	0.4	1.3		
軽微な被害		1,016	853	26.3	37.9	一部損壊		551	1,070	2.5	11.6		
小計①		1,448	1,169	37.5	52.0	商品・在庫破損		160	149	0.7	1.6		
その他		2,405	1,074	62.4	47.8	小計①		797	1,340	3.7	14.5		
合計		3,853	2,246	100.0	100.0	その他		20,695	7,884	96.2	85.4		
(注)①の事業性融資全体に占める割合:先数18.2%、残高47.8%					合計					21,492	9,224	100.0	100.0
・住宅ローン(全先を調査) (単位:先、億円、%)					・住宅ローン(全先を調査) (単:先、億円、%)								
被害状況		先数	残高	構成比		被害状況		先数	残高	構成比			
				先数	残高					先数	残高		
自宅に大きな被害		383	37	3.6	2.9	全壊		55	9	0.2	0.2		
収入に大きな影響		130	12	1.2	0.9	半壊		214	30	0.8	0.8		
小計②		513	50	4.8	4.0	一部損壊		2,228	277	8.5	8.2		
その他		10,122	1,200	95.1	96.0	小計②		2,497	316	9.5	9.3		
合計		10,635	1,250	100.0	100.0	その他		23,564	3,048	90.4	90.6		
合計					10,635	1,250	100.0	100.0	合計				
26,061					3,364	100.0	100.0						
<b>2. 被災者への対応</b>					<b>2. 被災者への対応</b>								
(1) 貸付条件の変更等					(1) 震災関連での貸付条件の変更(7月末):521件、146億円								
> 約定弁済の一時停止(4月末):711件、216億円 (7月末):314件、100億円													
> 条件変更手続完了先(6月末):158件、65億円													
(2) 新規融資(震災後累計:7月末)					(2) 新規融資(震災後累計:7月末)								
(単位:件、億円)					(単位:件、億円)								
新規融資		先数	金額		新規融資		先数	金額					
事業性		484	97		事業性		2,158	218					
その他(消費性、住宅ローン等)		64	3		その他(消費性、住宅ローン等)		371	4					
合計		548	101		合計		2,529	222					

## 4. 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

### 【仙台銀行】

#### 復興に資する方策の実施体制の整備

- 6月に新設した「地元企業応援部」に以下の3室を置き、担当役員を含め総勢60名の人員を順次配置
  - 企画室：復興支援企画力・専門コンサルティング機能等を強化。サポート室：被災企業の事業再生へ向けた経営支援策を強化。推進室：津波被災地（岩沼・石巻）に分室を設置し融資専門スタッフを配置して円滑に資金供給
- 5月に「住宅ローン利用者面談チーム」を編成し2,200先を個別面談。「住宅ローンプラザ」を石巻市（7月）・仙台市泉区（23年度中）に増設
- 本年度下期以降、店舗移転・統合等を順次実施し営業担当職員を復興支援活動へ再配置 ⇒ 長期・継続的な復興支援活動を維持

#### 復興に資する具体的な方策（主なもの）

- 被災者とのリレーションシップの強化 ⇒ ①「地元企業応援部」の新設や「住宅ローンプラザ」の増設等により被災者との接点を拡充し、復興ニーズを的確に把握・分析。②「顧客情報管理システム」の積極的な活用により顧客ニーズを銀行全体で共有し、最適な支援策を検討・提案
- 外部機関等との連携強化 ⇒ ①きらやか銀行との復興支援への連携（本年6月連携契約締結）。②政府系金融機関・経済産業局・自治体等との連携
- 既存借入の条件変更による支援
- 融資商品のラインナップの充実と円滑な資金供給 ⇒ ①被災者ニーズにあった融資商品（事業者向け及び住宅ローン等消費者向け）の追加投入。  
②公的融資制度等の併用、他行庫・政府系金融機関との協調融資
- 被災者の状況に応じた事業再建支援 - 債権放棄等の金融支援も含めた事業再建支援策の中から最適な支援策を提案・実施
  - ① （財）みやぎ産業振興機構の事業再生・事業承継・ファンド出資の支援策や再生特別保証の積極的な活用
  - ② 軽度の被災企業への本業支援 ⇒ きらやか銀行等との広域ビジネスマッチング、リース会社と連携した中古施設・機械等の取得情報の提供、インターネット販路の拡大支援、当行HP等を通じた取引先企業の紹介
  - ③ 中度・重度の被災企業への再生支援 ⇒ 中小企業再生支援協議会・外部専門家と連携した事業再生計画の策定支援、外部機関と連携したDDS・DESの実施及びDIPファイナンスによる運転資金の供給、再生ファンド「産業復興機構」（仮称）の活用、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の活用、会社資産が流失した中小企業に対する事業再開代替地等の情報提供、広域での事業継承やM&A、MBO・EBOへの支援、きらやか銀行の事業再生ノウハウの活用
  - ④ 住宅ローン利用者の生活再建に向けた支援 ⇒ 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の活用
- 人材育成 ⇒ 階層別の融資研修、中小企業診断士・不動産鑑定士・FP技能士の資格取得を支援、地元企業応援部推進室のOJT・帯同訪問等により、営業店の法人営業・住宅ローン担当職員の融資提案力等の向上を図る

## 【筑波銀行】

### 復興に資する方策の実施体制の整備

1. 全8ブロックに執行役員ブロック長を配置し、ブロック内の統括力を強化。営業統括部を以下の2部1室に再編成(23年4月)。
  - ー 営業推進部：営業店支援の最前線として復興支援策を実践。営業企画部：震災復興支援関連の新品・新サービスの企画、既存商品の見直しを実施。ビジネスソリューション室：融資本部と連携し営業店と一体となった提案型営業を実践。
2. 22年7月以降、合併に伴う重複店舗の統廃合を順次実施(23年6月までに18ヵ店)し、人員の営業部門への戦略的な再配置を推進中。今後は、統廃合の継続実施により特に被害の大きかった地域に法人融資・ローンの専担者を重点的に配置(日立・水戸・鹿行)し、復興支援のための体制を強化
3. 震災発生直後に「震災復興委員会」(委員長：営業本部長)を立ち上げ、「震災復興支援計画(あゆみプロジェクト)」(23年3月～28年3月)を実践

### 復興に資する具体的な方策(主なもの)

1. 顧客のニーズの把握と蓄積 ⇒ ①4月から事業性融資先・住宅ローン利用先・年金振込指定先の「取引先全先訪問」を開始し、顧客の被災状況や復興支援ニーズを把握。今後、事業性融資先等の全先訪問体制を強化。②「営業支援システム」を利用して顧客の被災状況等に関する情報を蓄積し、営業店と本部が情報の共有化を図る
2. 信用供与の円滑化に関する方策
  - (1) 事業性融資への取組み ⇒ ①本部に集中される復興支援ニーズ等の情報を踏まえ、融資制度や商品の新設・改定(1事業者1億円の震災復興融資の取扱い、「災害緊急特別融資制度」・農家ローン「豊穰」の拡充等)。②特に被害の大きかった地域に法人専担者を増員し、営業店での融資業務支援と新規事業性融資先の開拓
  - (2) 消費性(個人向け)融資への取組み ⇒ ①住宅ローン・リフォームローン・消費者ローンの保証基準等の弾力化、②住宅ローンの全先訪問の継続実施により、顧客の改修・建替えニーズを把握し適切な商品を提案。③「資産活用ローン」の商品性を見直し、複数の資金用途(家屋の修復費用、自動車の買い替え資金、既存の住宅資金の借り換え資金)を一纏めにする特別枠を創設
  - (3) 貸付条件の変更等の申込みへの柔軟な対応
3. 被災企業に対する事業再生支援の方策
  - (1) 業況悪化先に対する経営支援の強化 ⇒ ①対応方針協議会(融資本部・営業店)の強化(支援対象先を債務者区分で縛らず震災の直接・間接被害を受けた先に拡大、協議会の開催頻度を高め、被災者ニーズにタイムリー・柔軟に対応)。②事業性融資先全先訪問による実態把握を踏まえ、「経営改善計画策定システム」(2月導入)活用による迅速な計画策定を支援。ビジネスマッチング、M&A、事業承継支援の取組み強化
  - (2) 抜本的な事業再生が必要な企業に対する支援 ⇒ ①DDS(准資本金型・早期経営改善特例型)・DES、債権放棄・DIPファイナンスの活用。②私的整理・民事再生(プレパッケージ型)の活用。③「茨城県産業復興機構」の活用。④「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の活用
  - (3) 事業の継続が見込まれない企業に対する支援 ⇒ ①外部専門家と連携した法的再生・私的再生手続を利用した事業譲渡による整理、②会社分割による整理、③コア事業のM&Aによる整理
4. 自治体等外部機関と連携した取組み ⇒ ①中小企業支援ネットワーク強化事業への参画。②茨城県・市町村と連携した復興支援(観光PR等)。③茨城県産品の安全性PR・販売支援。

## 5. 参加資本の商品性

		仙台銀行	筑波銀行
参加資本の種類		転換型優先株式	
配当率		「前年度の預金保険機構の金融機能強化勘定における資金調達コスト」又は「TIBOR」のいずれか低い方 (注) 平成 23 年度の配当率 : 0.25% (22 年度の金融機能強化勘定における資金調達コスト)	
議決権		無し (但し、配当金が約定どおり支払われない場合は、議決権が復活)	
転換権	転換可能期間	発行後 1 年 6 ヶ月～ (平成 25 年 4 月 1 日～)	発行後 9 ヶ月～ (平成 24 年 7 月 1 日～)
	転換価額修正頻度	毎月 1 回 (月次修正)	毎月 1 回 (月次修正)
	下限転換価額	50 %	70 %
一斉転換日		発行後 25 年経過後 (平成 48 年 10 月 1 日)	発行後 20 年経過後 (平成 43 年 10 月 1 日)
コール条項	コール可能期間	発行後 10 年経過後 ～ 一斉転換日 (含み損の場合のみ行使可能) (平成 33 年 10 月 1 日～48 年 9 月 30 日)	
	取得価額	(平成 33 年 10 月 1 日～43 年 9 月 30 日)	
		払込金額 (簿価) + 経過配当金相当額	